公　告

諸事項

工場財団

富山県中新川郡立山町西芦原新１番地１**中越合金鋳工株式会社**の工場財団に富山県中新川郡立山町西芦原新字西芦原前１番地１中越合金鋳工株式会社富山工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年１月23日　　富山地方法務局

大阪市北区大淀中一丁目１番88号**日本合成化学工業株式会社**の工場財団に岡山県倉敷市松江四丁目1035番地の１日本合成化学工業株式会社生産技術本部水島工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年１月23日

岡山地方法務局倉敷支局

愛媛県松山市北梅本町甲184番地**オオノ開發株式会社**の愛媛県東温市河之内乙628番地37オオノ開發株式会社フレップとうおんについて工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年１月23日

松山地方法務局砥部出張所

司法書士懲戒処分

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成24年１月13日から２年間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成24年１月23日

熊本地方法務局長　谷口　幸夫

記

氏名　矢野　　哲

所属する司法書士会　熊本県司法書士会

登録番号　熊本第585号

事務所の所在地　熊本県八代市鏡町鏡84番地１

違反行為　職務上請求用紙の不正使用

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成24年１月23日　　高知地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　高知地方検察庁　平成24年第１号

２　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成24年１月23日

３　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間　平成20年２月ころから平成22年６月ころまでの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

木下庄祐が業として金銭を貸し付け、１日当たり0.3％を超える利息を受領した行為（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第５条第３項後段違反、主な犯行態様につき後記４⑵参照）。

４　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

⑴　検察官が把握している事項

ア　貸金業者名　木下　庄祐

イ　利息等を受領した銀行口座（検察官が既に把握しているもの。五十音順）

高知銀行朝倉南支店　田川正弘名義　口座番号3004672

高知銀行葛島支店　川添利行名義　口座番号111992

高知銀行葛島支店　川添利行名義　口座番号142639

高知銀行神田支店　木下理恵名義　口座番号104228

高知銀行東支店　川添利行名義　口座番号3001955

高知銀行南支店　木下庄祐名義　口座番号674206

高知信用金庫朝倉支店　田川正弘名義　口座番号254552

四国銀行イオン旭町出張所　木下庄祐名義　口座番号10307724

四国銀行江の口支店　木下庄祐名義　口座番号10843243

四国銀行木屋橋支店　木下庄祐名義　口座番号10646779

四国銀行神田支店　木下清子名義　口座番号10395366

四国銀行よさこい咲都支店　田川正弘名義　口座番号10700337

ゆうちょ銀行　木下庄祐名義　口座番号782692

ゆうちょ銀行　木下庄祐名義　口座番号7826921

ゆうちょ銀行　木下清子名義　口座番号4204041

ゆうちょ銀行　川添利行名義　口座番号12869711

ゆうちょ銀行　田川正弘名義　口座番号1937241

ウ　犯行に使用された携帯電話番号　080―6390―8427

⑵　主な犯行態様

ア　いわゆる口コミ等により、借主から携帯電話等に連絡を受けて貸付けの申込みを受け、手渡し、あるいは借主の預金口座への振込により貸付けが行われる。

イ　貸付期間は１か月間とし、１か月間で１割５分程度の利息及び元本を受領する。

なお、１か月後に返済できない場合は、利息の支払いにより１か月期限を延長する。

ウ　元金や利息等の支払いは、手渡し、または、被害者から預金通帳やキャッシュカードを返済の担保として預かり、支払期日ころに入金のあった現金を引き出し、あるいは、上記４⑴イ記載の各口座に振り込ませて受領する。

５　開始決定の時における給付資金の額　金45万2000円

６　支給申請期間　平成24年１月23日から平成24年３月22日までの間

７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁判所名　①　第一審判決　高知地方裁判所　　②　控訴審判決　高松高等裁判所

⑵　裁判年月日　①　平成22年11月16日　　②　平成23年３月29日

⑶　確定年月日　平成23年４月13日

⑷　被告人の氏名　木下　庄祐

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人は、無登録で貸金業を営むとともに、法定の１日当たり、0.3パーセントを超える割合による利息を受領する各犯罪を犯したものであるが、同犯罪行為により得た財産の帰属を仮装しようと企て、平成21年８月４日ころから平成22年５月16日ころまでの間、前後15回にわたり、被害者２名に、前記犯罪行為に係る元本の返済及び利息の支払いが混和した犯罪収益等である現金合計58万1000円を、被告人が管理する他人名義の預金口座に振込入金させ、もって、犯罪収益等の取得につき事実を仮装したものである。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）

〒780―8554　高知市丸ノ内１丁目３番20号

（庁舎移転のため、平成24年２月13日以降は、「高知市丸ノ内１丁目４番１号」）

高知地方検察庁　被害回復給付金事務担当

電話番号　088―872―9191（代表）